

コラム1

基本計画策定・推進専門委員会等会議における第2次犯罪被害者等基本計画についての検討を終えて

○山上皓委員（認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事長）

議長の仕事は、私には少し重過ぎる任務ではありましたが、各委員の御協力があり、また、行政の方々も、前向きに取り組んでいただき、着実に成果は上がっているものと思っています。しかし、犯罪被害者等施策は着実に進んでいるのですが、それがどこまでかというところ、まだ真に「個人としての尊厳にふさわしい処遇」を保障しているようなレベルではなくて、被害者の方たち、あるいは被害者支援に直接関わっている者たちから見ると、まだまだそこにその支援の温かい手が届いているという感じを持ちづらい状況があるというふうに思います。そこを常に点検して、被害者の視点、あるいは支援者の視点から見て、実効性のある施策としていく努力が求められていると思います。そして、そういうところをこの会議がチェックをする、そうした役割も果たしたのではないだろうかと思っています。



今後の重要な課題が2つ（犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設、カウンセリング費用等心理療法の費用の公費負担）残されて、これから検討課題とされていきますけれども、いつも行政の側には大変高い壁があって、民間団体とか、あるいは被害者個人への国による財政的支援ということがなかなかスムーズにいきません。けれど、私は犯罪被害者に対する施策は犯罪者対策と同程度に、放置すれば国の基本を揺るがすようなものであるはずだと思っています。決まりを破って同じ社会の構成員を傷つけたときに、加害者を罰し、あるいは更生させられると同時に、被害者は当然社会が守らなければいけない、そのところを力点の置き方がまだ相当バランスを欠いていると感じます。そういう姿勢で、今後ともしっかりと被害者支援に前向きに取り組んでいただければと思います。

○大久保恵美子委員（（社）被害者支援都民センター理事）

被害当事者といいますが精神的に苦しく、地域でも孤立してしまうために、なかなか社会に発言することが難しい状況にあります。私は、被害者支援の現場にいるということで、その被害者が置かれる過酷な現状を関係者の皆様に少しはお伝えすることができまして、それが新たな制度の創設や充実等に少しでも役立ったのであれば、大変うれしく思います。



とはいっても、犯罪被害者の目から見ると、まだまだ検討課題、あるいは問題が山積していると思います。ただ、今後はこの2次計画を受けまして、被害者への新たな補償制度の創設ですとか、カウンセリング費用の公費負担、あるいは生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外におけること、また、刑事裁判の被害者参加制度利用者の旅費等の公費負担ですとか、国選弁護人制度における資力要件の緩和に関すること、あるいは仮釈放審理における意見陳述等に資する情報提供の拡大等々、その他たくさんの方が検討されることになっておりますので、今後はその経緯を強い関心を持って見守っていきたいと思っています。

そして、被害者が被害に遭っても、もう一度国や社会を信じて生きてみようと思えるように回復できる制度の創設とその充実を図っていただき、基本法の理念を生かしつつ、被害者が地域に住み続けることができるような社会づくりに力を尽くしていただきたいと思います。

○久保潔委員（元読売新聞東京本社論説副委員長）

第1次基本計画は膨大な課題を掲げたわけですが、概ね着実に前進していると感じております。同時に、今回の第2次基本計画の議論を通じて、やはり未解決といえますか、まだ積み残しの課題も相当あり、それが昨今の厳しい社会・経済環境の中でますます深刻化しているのではないかと、ということを感じました。

こうした未解決の課題を少しでも前進させるためには、行政的な支援を手厚くするというのは第一、当然のことですけれども、あわせて国民の理解を更に一層深めていく努力が必要ではないかと思えます。行政だけで、すべての問題に対応するには限界があり、どうしても犯罪被害者等に最も身近な地域社会の理解と支援が欠かせません。

そういう観点から、この5年間を振り返りますと、国民の理解を背景に、地域の住民とか自治体とか、被害者の日常に接する人たちや機関を巻き込みながら、地域の連携と支援体制を構築していく、そういうダイナミックな努力がやや足りなかったのではないかという感じがしております。こういった分野が今後の課題ではないでしょうか。



○小西聖子委員（武蔵野大学人間関係学部教授）

本計画の検討では、性犯罪の被害者に対する支援対応が、男女共同参画に関する施策と犯罪被害者に関する施策のはざまに取り残されることがないようにすること、犯罪被害者からのニーズの高い「カウンセリング」の無料化の制度を実現することの二つに、私は最も関心を持ってきました。さまざまな困難もありましたが、関係者のご努力により、新たな検討の会を作るという一歩が踏み出せたことは意義あることだと思います。犯罪被害者等支援は司法の分野においては大きな前進を見ましたが、経済的支援、精神的支援においてはまだまだ多くの課題を積み残しています。これらの領域を進めていくには、社会全体のこの問題に対する理解の深まり、具体的な実践の拡大が必要でしょう。一歩でも前に進めていきたいと思えます。



○瀬川晃委員（同志社大学法学部教授）

私は、パブリックコメントをずっと拝見していきまして、いろいろなことを考えさせられ、大変参考になりました。被害者支援の問題に関心を持っている方の問題意識は非常に高く鋭い指摘があって非常に学ばせていただきました。一方では、国民全体の理解・関心という点では、まだまだであるような気がいたします。それゆえ、今後、この第2次基本計画について、推進していく上ではいろいろな障害が予想されるのではないのでしょうか。

もう一つは、いろいろな施策をやる上では、財源をどこに求めるのかという議論を常にしておかないと、アイデアがまとまっても、何もできないということになりますので、今後も予算、財源は大きな課題だと思います。

また、第2次基本計画を見ましても、言葉の壁というのを非常に感じました。それは重要なテーマについて、結局これから「適切な対応をする」あるいは「十分な対応をする」という趣旨の言葉で終わっているところがあるからです。実際の問題解決はこれから今後の検討によるところが大きいと思われます。これからは、より難しい課題が残っていますので、実質的な議論をどうするかということ是非常重要的ではないかと思っています。



○中島聡美委員（（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所成人精神保健研究部
犯罪被害者等支援研究室長）

私は、初回の基本計画の策定のと時から関わっておりますが、その当時と比べますと、今回のパブリックコメントに多くの意見が寄せられたことなどに示されるように、犯罪被害者支援に対する国民の関心も高くなっていると思います。また、各学会や支援団体からもそれぞれの経験を踏まえた御意見等を出していただいたことから、新たな計画案が、性暴力被害者への支援など第1次計画では十分に組み込まなかった問題やより被害者の現状に即した形で推進されたことは本当によかったと感じております。



しかし、被害者の心のケアの問題は、専門家の養成やカウンセリング費用の充実等、まだ不十分なことが多く、精神科医という立場から研究や支援を進めていけたらと思っております。

○松坂英明委員（弁護士）

この専門委員等会議の議論の結果、まだ、確かに道半ばではありますが、犯罪被害者等の施策の基本計画が充実したものにより近づいたものと評価したいと思います。

今後、ますます日本国の品格を高めるためには、犯罪被害者の施策の充実は大変重要でありますので、なお、この基本計画が充実した施策として推進されることを祈念いたしております。



○松村恒夫委員（全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行）

犯罪被害者等施策というものがいろいろあることは頭では分かっていたのですが、具体的にこんなにいっぱいあるのかということを改めて確認させられました。

その中でも、特に、この会議の中で取り上げていただくことをご了承いただいた経済補償の問題については、犯罪被害者の本当に困っている人が救済される制度に是非していただきたいと思えます。そのためには国民の理解は必要なのですが、本当に犯罪被害者週間という1週間の期間でいいのかどうか、月間ぐらいにしていたかかないと間に合わないのではないかという気がします。国民から理解していただかないと財源もでてきませんので、広く国民の理解を求めて、今後なお一層努力する必要があると思えます。



いずれにしても、今後の第2次基本計画において、まだまだ積み残した問題は多いのですが、一つ一つ解決していくことが肝心だと思います。

コラム2

諸外国における犯罪被害者等に対する給付の制度

内閣府で実施した海外調査を基に、アメリカ、イギリス、フランス及びドイツにおける犯罪被害者等に対する給付の制度の概要を紹介します^(**)。

1 アメリカ

アメリカにおける犯罪被害者等に対する給付の制度は、州によって給付水準などかなり違いはありますが、連邦と州の負担の割合は、およそ6対4で、罰金、犯罪者から徴収する特別賦課金等を財源としています。

全州で給付内容の主要な費目となっているのは、医療費、心理カウンセリング費、犯罪に関わる傷害を原因として就労不能となった被害者の損失賃金、殺人事件被害者の扶養家族に対する損失（生活費）、葬儀埋葬費用、眼鏡や補聴器など医療上必要な器具の費用です。

例えば、ニューヨーク州では、損害を受けたり、破壊されたり、盗まれたりした眼鏡や補聴器などの必要不可欠な個人財産の交換や修理等に関しては^(注1)500ドル（4万2500円^(注2)）、所得の損失又は殺人被害者家族の扶養に関しては週600ドル（5万1000円）までで上限3万ドル（255万円）まで、心理療法を含む医療費、就職指導・職業訓練に要する費用、埋葬費に関しては6000ドル（51万円）まで、必要な裁判所への出頭及び医療診察のための交通費、家庭内暴力シェルターの利用費、現場の清掃や原状回復のための費用に関しては2500ドル（21万2500円）まで、引っ越し費用に関しては2500ドル（21万2500円）までが支給されます。

これらの給付は、加害者からの賠償金、公的給付のほか、自分が掛けている民間の保険からの給付とも併給調整されます。

注1：給付の対象は、生命・身体犯の被害者等であるので、単に、必要不可欠な個人財産が破壊されたり、盗まれたりするなどしただけの財産犯の被害者には給付されません。

注2：1ドル=85円で換算

2 イギリス

イギリスにおける犯罪被害者等に対する給付の制度は、同情と社会の連帯共助の精神に基づく制度と位置付けられています。

財源は、国の一般財源です。

障害を負った場合、障害等級表に基づく25段階の障害の程度に応じて1000ポンド～25万ポンド（14万円～3500万円^(注3)）、就業者について28週を超える逸失利益（ただし、国民の平均賃金の1.5倍の限度内^(注4)）、住宅改造費用、介護サービス費用が支給されます。

死亡した場合、葬儀費用のほか、遺族給付が支給されます。この遺族給付は、受給資格者が1名しかいない場合には1万1000ポンド（154万円）、受給資格者が2名以上いる場合には、それぞれ5500ポンド（77万円）となっていますが、実親、生計主、後見人が死亡した場合は、これに加え、扶養手当が支払われ、さらに、18歳未満の子ども（死亡した親権者の養育に依存していた場合）に対しては、18歳に達するまで養育費（年間2000ポンド（28万円）及び裁定者である犯罪被害補償審査会がその他損害として相当と判断する額）が支払われます。

また、国民の医療費については全額国が負担していますが（National Health Service. 以下「NHS」という。）、犯罪被害により高度医療等 NHS の対象外の医療を受けた場合、その医療費が支給されます。

これら給付の総額の上限は50万ポンド（7000万円）となっています。

また、これらの給付は、加害者からの賠償金、他の社会保障給付や年金と調整されますが、任意加入の保険からの給付とは調整されません。

注3：1ポンド=140円で換算

注4：就業者の28週以内の逸失利益については、法定疾病給与制度により週56ポンド（7840円）が支給される。

3 フランス

フランスの犯罪被害者等に対する給付の制度は、国民の「連帯」の印としての国家補償制度であるとされています。

財源は、物損保険（多リスク住居保険、自賠償等。任意加入のものも含む。）の契約者から保険契約1件につき徴収する一定額（3.3ユーロ（413円^(注5)））等です。フランスでは、国民の保険加入率が高いことから、1契約につき徴収されるこのお金は、損害保険にかかる目的税のようなものと言えるでしょう。

犯罪被害者本人には、経済的損害、精神的被害、逸失利益等について、相続人には、犯罪被害者の死亡による相続人自身の損害（葬儀費用、交通費、宿泊費、精神的被害等）について、裁判所が個別に判断した額が支給されます。

これらの給付は、社会保障制度や共済からの給付のみならず、任意加入の保険からの給付とも調整されます。

注5：1ユーロ=125円で換算

4 ドイツ

ドイツにおける犯罪被害者等に対する給付の制度は、国が国民の安全を守れなかったことによる補償制度であるとされており、戦争犠牲者等を対象とした補償制度を犯罪被害者等に準用した制度となっています。

財源は、連邦の一般財源と州の一般財源です。

死亡した場合、葬祭料のほか、配偶者に月額387ユーロ（4万8375円）の基礎年金などが支給されます。

障害を負った場合、医療費の自己負担分、交通費、リハビリ費用、休業補償、生活雑費、介護費などが一時金として支給されるほか、所得に関係なく、就業能力の低下の程度に応じて毎月一定額が支給される基礎年金（就業能力30%減退で月額123ユーロ（1万5375円）、100%減退で月額646ユーロ（8万750円））、就業能力の減退による収入の減少を補てんする目的で、所得に応じ月額で給付される就業損失補てん、基礎年金等を受給しても不足している生活費を補てんする目的で、所得に応じ月額で支給される調整年金が支給されます。

犯罪被害者等や戦争犠牲者等を対象とした補償制度は、他の制度とは無関係の独立した制度であるため、基本的に他の制度による給付との調整はなく、任意加入の保険からの給付とも調整されません。

※：第1次の犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）に基づき、平成18年4月から平成19年9月までの間、有識者及び関係省庁職員から構成される「経済的支援に関する検討会」が開催されましたが、同検討会では、有識者から、諸外国における犯罪被害者等に対する給付の制度についてヒアリングするとともに、平成18年9月、現地に赴き、関係機関等から聴きとり調査を実施しました。これらを基に、各国の制度概要を紹介するものです。